

第十五回国会
閉会後の

参議院緊急集会地方行政委員会會議録第一号

昭和二十八年三月十八日(水曜日)午後
一時五十九分開会

委員氏名
委員長 菊田 七平君
理事 石村 幸作君
理事 館 哲二君
理事 中田 吉雄君
理事 西郷吉之助君
理事 高橋進太郎君
理事 堀 末治君
理事 宮田 重文君
理事 岡本 愛祐君
理事 加賀 操君
理事 小笠原三三男君
理事 赤松 常子君
理事 吉川末次郎君
理事 岩男 仁藏君
理事 岩木 哲夫君

委員の異動
三月十八日委員吉川末次郎君及び赤松常子君辞任につき、その補欠として村尾重雄君及び曾益益君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 菊田 七平君
理事 石村 幸作君
理事 館 哲二君
理事 中田 吉雄君
委員 堀 末治君
委員 宮田 重文君
委員 加賀 操君
委員 小笠原三三男君
委員 村尾 重雄君
委員 岩男 仁藏君

国務大臣 本多 市郎君

政府委員 自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁選挙部長 金丸 三郎君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した事件

○国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(菊田七平君) 只今より委員会を開会いたします。

三月十八日緊急集会在召集されました。ここに参議院緊急集会在成立したわけであり、本委員会では国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案が付託されました。何分緊急集会的の予定期日も僅かであり、緊急の必要があるとして、本日地方行政委員会を午後一時に召集した次第であります。何とぞ御了承をお願いいたします。

それでは国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案を議題として審議を進めることにいたします。先ず本多市郎君より提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(本多市郎君) 国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由並びに改正内容の概略を御説明申し上げます。

に關する法律は、国がその経費を負担することになつております。衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に關する住民投票につきまして、適正且つ円滑な執行を確保するために、都道府県及び市区町村に交付いたします選挙執行経費の基準を定める目的を以て昭和二十五年五月に制定されたものであります。

この法律は、昭和二十五年六月に執行されました参議院議員の通常選挙を初め国會議員の補欠選挙等につき適用されたものであります。その後公務員の給与基準の改訂等に伴ひまして昨年八月改正され、同年十月執行されました衆議院議員の総選挙及びこれと同時に執行されました最高裁判所裁判官国民審査について適用されて参りました。併し、昨年末に公務員の給与基準が再び改訂されましたために、第十五国会に改正案を提案いたしましたのであります。が、衆議院が解散せられたので、本緊急集会在に提案いたしましたことと相成つた次第であります。

改正の内容は、公務員の給与基準が従来一〇、〇六二円でありましたものが、昨年末に一二、八二〇円に改訂されましたことに伴ひまして、投票、開票、選挙会その他の選挙事務に關する都道府県及び市区町村の吏員に支給される超過勤務手当額を改訂いたそうとするものであります。この改訂による所要増加額は、衆議院議員の総選挙につきましては六百二十三万一千円、参議院議員の通常選挙につきましては五千七百六十二万九千円と相成るわけでありまして、

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。なお近く執行を予定されております衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の執行経費は、この改正法律案に基づき算定いたしました。今年度中に特に必要な経費は、昭和二十七年の予備費中から支出いたしますが、明年度において必要な経費は、別途提案されておる暫定予算中に計上いたしてあります。それらの総額は、二十八億八千九百五十万八千円でありまして、そのうち、地方公共団体に交付いたします基準経費の額は二十六億二百九十九万一千円となっております。

以上の通りでありますので、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決相成りたく存する次第であります。

○委員長(菊田七平君) 質疑はよろしうございますか。

○堀末治君 ちよつとお伺いします。が、今の総額、それは衆議院の選挙につきましては六百二十三万一千円、これは何の単位で六百二十三万一千円というのですか。

○政府委員(金丸三郎君) これは細かに申上げますという、昨年の年末の公務員の給与ベースの改訂に伴ひまして超過勤務手当の一時一人当りの、大都市と市町村、農村等で違つて参ります。

ますが、大都市のある府県におきましては、従来一時間一人当りの超過勤務手当の基礎が四十四円十三銭でございましたのが五十二円八十三銭になりました。一般の都道府県と市におきましては三十八円四十六銭が四十六円四銭に、一般の町村におきましては三十二円二十三銭が三十八円五十九銭に引き上げられました。その差額の総額が衆議院、参議院のそれらの選挙につきまして、先に大臣から御説明を申し上げましたような金額に達するのでございます。

○委員長(菊田七平君) ほかに御質疑ありませんか。

○堀末治君 そうしますと、そのあとに、「今年度中に特に必要な経費は、昭和二十七年の予備費中から支出いたしますが、明年度において必要な経費は」とあります。そうすると本年度中に必要な経費というのは、今いた六千なんぼ、五千なんぼをいうのですか、そうでないのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 本年度中に必要といたしておりますものは、公示の後から、本年度中の事務上必要な超過勤務手当でございます。とか、打合せとか印刷関係の経費でございます。この増額いたしますのは、四月一日以降投票所の経費、投票が終了したあと開票をいたします際の経費、選挙会或いは選挙公報の発行、演説会が夜間行われますという、事務の職員が学校に行つて演説会の施設の公営の準備とか跡仕末等をいたします。そういう

ような事務に伴いまして超過勤務手当を出さなければならぬ、そういう額でございます。

○堀末治君 そうすると三月三十一日までの分と四月一日からの分と、こうきちつと分けるわけでございますね。

○政府委員(金丸三郎君) そうでございます。

○堀末治君 そうすると二十七年分必要な経費というのは総額で何ぼになるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 約八百九十四万でございます。

○堀末治君 必要な経費は八百九十四万、そのほかの経費は、二十八億八千九百何ぼというのはいずれも算定になるわけですね、四月一日以降……。

○政府委員(金丸三郎君) さようでございませう。

○堀末治君 この改訂によるさつきのやつですね、この総額がまとめて五千何ぼ、六千何ぼと、こういうのですか。

○政府委員(金丸三郎君) さようでございませう。

せまして衆議院が約六千二百二十三万円、参議院が五千七百六十万円というように金額になつて参ります。

○堀末治君 なお伺いたいします。が、二十八億八千九百何ぼという全体の額を計上しておりますが、この前の、あれはいつの選挙でしたか、二十四年の一月、あの選挙のときにもう各地方公共団体が選挙費用が足りないで困るといつて、この委員会へさんぐく陳情したけれども、なか／＼大蔵大臣は出さないから、随分長い間折衝して、要求通りとう／＼出さないようなことがございまして、これだけの金額であるということは、もう一遍又あとで足りないから出してくれとか何とか言つてこの委員会に陳情に来るようなことはございませうか。

○政府委員(金丸三郎君) ないと信じております。

○堀末治君 この前随分この委員会でも困つたんですよ。私も大部分を地方公共団体の陳情は尤もだと思つて、やらないうで、随分長くかかつて、市町村では地方公共団体は非常に困つたんですが、間違ひございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の点は御心配に御尤もでございますが、昭和二十三年の選挙のときには、たしかまだかような基準法ができておりませんでした。従つて当時の全国選挙管理委員会と大蔵省との間の折衝の結果定まりました単価によつて予算を計上したわけでございます。今回はすでに過去の二、三回に亘つて行われております国会議員の選挙と同じように基準法に基づきまして計上しておりますから、この基準法に計上しております額につ

きましては、それ／＼すでに地方の選挙管理委員会も十分納得しておるのでございませう。それにつきまして先般来御説明申上げております超過勤務手当の増加必要額というものをこれは加えております。従つて問題はないうつてふうに考へておる次第でございます。

○堀末治君 これは内容の額は私よくわかりませうけれども、暖いところと北海道のような寒いところとは大分違ふんですよ。こういう選挙なんかでやはり同一の額で北海道などをやりましたのでは、北海道はまだ寒くて、震え上つて来るような所で演説会をやられようと誠に困るんですが、北海道あたりはそれだけの手心をしてこの内容はできていますか。

○政府委員(金丸三郎君) その点は相当地に考慮してございませう。例えば支庁の事務費にいたしましても、内地の地方事務所よりも管轄の区域が広うございませうし、職員も多うございませうので、それから旅費等にいたしましても相当に考慮いたしてございませうし、冬季には特別に燃料費が東北、北海道等におきましては基準法の中に織込まれてございませうから、最近御心配頂きますほどの窮屈さはないと思つております。

○堀末治君 幸いに、私は一々調べている時間もございませうが、お説の通りなら結構ですけれども、私なんかこれから行つて早速やるの身を以て体験して来るわけですが、そのとき足らなければ或いは北海道あたりは特に増額を要求するようなことがあるかも知れませんが、そのときは如何ですか、お考えは。

○政府委員(金丸三郎君) どうしても

万止むを得ないような経費がございませうれば、調整費というものがございまして、その中から十分に理由が認められますものは不足額を補ふことができようになり相成ると思ひます。

○堀末治君 調整費というものがあつて、別にその額を取つてあるんですか。

○政府委員(金丸三郎君) これは衆議院のほうにおきましては一千万円、参議院のほうにおきましては二千万円だけ、総額の二十八億何ぼの中に織込まれております。

○堀末治君 調整費というものが……そうですか、そうするとこの基準経費の額は、地方公共団体に二十六億二百九十九万一千円とありますが、このほかにもその金額を用意してあるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) その中に一千万円と二千万円が入つております。

○堀末治君 そうするとその額だけは、三千万円だけはやらないのですか、これは。

○政府委員(金丸三郎君) これは最初から出しまして、万止むを得ない、そのような理由のあるところに支出するように、一種の予備費として取つてあるわけでございます。

○堀末治君 そうするとこれは少し違ふんですよ。地方公共団体に交付いたします基準経費の額は二十六億何ぼ、その中からそれだけ引出すことになる……僅かなことですが、それです。

○政府委員(金丸三郎君) さうです。

○堀末治君 これだけでもらつたつもりで……、それであとから足りない場合に埋めるといふ結果になるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 当初は交付いたしませんけれども、必要が起きた

ところにはあとで精算して交付することになるわけでございます。

○堀末治君 究極においては、合計二十六億二百九十九万一千円は地方公共団体に配れる。僅かなことであるけれども、少しおかし。

○政府委員(金丸三郎君) 総額の暫定予算として計上されております二十八億八千九百五十万八千円と、基準経費の額として地方団体に交付いたします額の二十六億二百九十九万一千円の差額は、全国選出議員の選挙関係の事務費、その他中央で行います選挙公営の費用と自治庁から支出いたします経費でございます。地方団体に交付いたします総額が二十六億二百九十九万一千円でございますが、その中の調整費の三千万円は、これは必ずしも全額を交付いたすとは限りませんので、やはり筋のある適当な経費がどうしても不足だといふ場合に交付いたすことになつておりました、それを必ず三千万円を全部交付いたすとは限らないわけでございます。

○委員(菊田七平君) これに関連した質問がありましたら、選挙関係の……。

○館長二君 選挙の問題なんでありますが、それに関係いたしまして、昨日の朝の朝日新聞の記事であつたと思ひますが、参議院の通常選挙の政治団体の活動についてちよつと了解しかなる記事が出ておつたのでありますが、我がの解釈するところでは、衆議院議員の選挙の特例というものを設けられまして、そして二百一条の五で衆議院の議員の総選挙についてはこういう規制があるというように書いてあります。が、参議院議員の選挙については、こ

の前に改正の法律案が衆議院を通つて、本委員会で審議されておりますうちに解散になったために、一応成立はしなかつたのでありますが、ああいうことによつて規制をして行こうという考え方があつたのでございますけれども、成立しなかつた。そうすれば当然これは参議院議員の選挙については二百一条の五の制約は受けないと考えるのでありますが、この点についての当局の明確なる御説明を一つ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(本多市郎君) この選挙の期間中の政治団体に対する法律上の制約でございますが、衆議院議員選挙をやる場合には制約を受けまして、許される限度というものが法律でござつておるのでございます。従つて衆議院議員選挙に全部に關係のある政治団体においてはそれによつてやらなければならぬということになります。衆議院議員選挙と参議院議員選挙と同時に進行する場合に、衆議院議員の候補者を出さない政治団体と申しますか、そうした団体につきましては、やはり選挙の本旨からいいますと、同一条件で選挙が行われるということが望ましいと考へておりますから、衆議院議員選挙に關係のある政治団体と足並の揃う同じ方法でやつて頂きたい、かように考へております。

なお政府委員から補足して御説明申し上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今大臣が御説明申上げました通りの考え方を選挙の公平な執行という点から希望いたして、次第でございまして、ただ法律の問題といたしましては、この参議院議員の選挙の特例というような、衆議院議員の場合における同じような規定がございせんために、解釈上並びに法の運営執行上非常に政府といたしまして困難をいたすのでございまして、法律上の問題としては、従つて衆議院の総選挙と参議院の通常選挙が同時に行われますような場合におきましては、果していずれの解釈が正しいか、即ち衆議院議員選挙の特例におきまするような制約が参議院の通常選挙の政治団体の活動にかぶつて行くか、それとも参議院の通常選挙については全然規定がないのだからさうな制約は一切及ばないものである、こういう解釈をとるか、この両論、実は研究的に申しましてもあるわけでございまして、この点につきましてもなお若干の解釈上の疑点を存するのでございまして、只今大臣が申上げましたように、衆議院議員選挙の特例におきまするような意味での制約と申しますか、限界をむしろ自衛的に行なつて頂くことが望ましいのではないかと申すことが望ましいのであります。ただ法律上の問題として然らばさうな自衛を行わなかつた場合にどうなるかというところに相成りますという、これは又いわけの罰則を以て強制されるかどうかということにつきましては、若干疑念を存すると思つてございまして、ただ考え方の問題として、できるだけかような趣旨が各政党について行われることが適當ではないかというふうに考へてゐる次第であります。

○館長二君 只今のお話を承りますと、自治庁側としては、大体この規制は衆議院議員の総選挙における規制であるのだということに考へられて、参議院議員の場合における同じような規定がございせんために、解釈上並びに法の運営執行上非常に政府といたしまして困難をいたすのでございまして、法律上の問題としては、従つて衆議院の総選挙と参議院の通常選挙が同時に行われますような場合におきましては、果していずれの解釈が正しいか、即ち衆議院議員選挙の特例におきまするような制約が参議院の通常選挙の政治団体の活動にかぶつて行くか、それとも参議院の通常選挙については全然規定がないのだからさうな制約は一切及ばないものである、こういう解釈をとるか、この両論、実は研究的に申しましてもあるわけでございまして、この点につきましてもなお若干の解釈上の疑点を存するのでございまして、只今大臣が申上げましたように、衆議院議員選挙の特例におきまするような意味での制約と申しますか、限界をむしろ自衛的に行なつて頂くことが望ましいのではないかと申すことが望ましいのであります。ただ法律上の問題として然らばさうな自衛を行わなかつた場合にどうなるかというところに相成りますという、これは又いわけの罰則を以て強制されるかどうかということにつきましては、若干疑念を存すると思つてございまして、ただ考え方の問題として、できるだけかような趣旨が各政党について行われることが適當ではないかというふうに考へてゐる次第であります。

参議院議員の選挙における政治活動というものは、政治団体の活動というものは、大体これは受けないのだというお考えであると私判断したのであります。が、ただその際に野放しになるのは甚だ困るから、或る程度のところで自衛しておきたいというふうなお話のよう承知してよろしくございませうか。

○国務大臣(本多市郎君) 或る程度のところまでと言われたところに実はもう少し希望を申上げたいと思つてございします。選挙はやはり同一条件で運動が行われるということが、これは選挙の本旨から考へても絶対要件だろうと考へられます。併し法律の規定の如何にかかわらずさうしましたので、たまたま参議院の候補者だけしか出さない政党は何をやつてもよろしい、同じ参議院選挙に臨んでいるのに、衆議院の候補者を持つてゐる政党は非常な制約を受ける、そういう条件の下に行われますというところは、どうしても選挙の本旨に副わぬように思ひますので、同じ条件で行われるように是非ともお願いしたいと思ひます。

○中田吉雄君 御趣旨はよくわかりますが、昨年選挙法の改正がされました際には、差迫つたのは衆議院だけだ、参議院の選挙は来年の五月頃に行われるのだから、そのときにやればよろしい。ところが立法措置ができていない。それをこのたびのようによられるというところは、やはり法の拡張解釈であり、それは到底どの法律によつたつてさういふことはできないわけなんです。ですから我々としては参議院についてはこれはもう如何ともしたい。法の命ずるところである。

これは憲法にも九十九条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、」さういふふうなことで憲法を守らなければいけないという規定がある。それがないので、参議院だけは如何ともできない。併し衆議院においてはさういふことに反してかこつてやるようなものは、それらを取締つたら、それが一番現行法に忠実な方法だと思つてゐます。参議院についてはこれはどうしようもない。併しそれを、衆議院で禁じてあるのをやるものを選挙法の違反として取締つて行かれさすれば、縦割にして、参議院のほうはよろしい、衆議院についてはこの規定があるんだから、この規定で参議院にかこつてやる、こういうものを取締られるように、縦に割つてやられればやはり現行法の趣旨によく私は合うのだと思ひます。緑風会については、まあ衆議院にないからと言われますが、私の極めて親しい人も今度緑風会から出ますが、衆議院選挙では自由党を応援するというところにちやんと話合ひがついて、さういふ人が至るところにあるのです。参議院については緑風会が立つて立候補をされる。併し衆議院の選挙には三日、四日前であるから、その間にはもう自由党の候補と共同歩調を取つてやるというふうなふうになつて、なか／＼新聞に窮余の解決策を示しておられるようなことは、これはどうにもできないと思つてゐます。

○国務大臣(本多市郎君) 参議院の分野を考へて見ました場合に、その政治団体が衆議院議員候補者を出しているか出してないかによつて、同じ参議院

院候補者に対する政党の運動が非常な差別を受けるわけであります。これは私は選挙の本旨から考へて本旨に反するものだと思います。そこでその自衛を求めることが、むしろ権利の濫用だといふふうに言われますけれども、これは逆じゃないかと私は考へております。たまた／＼衆議院候補者を持たない政党は無制限に選挙期間中運動ができる。持つてゐるがために同じ参議院の選挙において、例えば自由党にいたしましても社会党にいたしましても非常な制約を受けることになるのでありますから、これはどうしてもその衆議院議員候補者を持たない政党が歩調を揃へて自衛して頂くということが望ましい。その場合自衛して頂けなかつた場合に、法的にそれが違反であるかどうかということにつきましては、これは別であります。また断定はいたしませんが、多分は法律の解釈に一部疑念を持つ人もあるくらいでございまして、是非一つ自衛してやつて頂きたい。さうして同じ条件で公正な選挙が行われるということになりますから、決して法的に根拠があるからというのを強調して申上げるわけではございません。まだ解釈は一定されておられませんから、或いは衆議院議員候補者を持たない政党は自由によられても違反でないかも知れません。併し選挙の本旨から考へて、たまたま社会党、自由党、その他の衆議院議員の候補者を持つてゐるところの政党がそれだけの制約を受ける、それならば同じところへ足並を揃へてやつて頂くことが選挙運動を公平にするもので、競争で出ようとするときに条件が公平でないということは、選挙の本

旨にも反することになると思いますが、
で、そういうふうにお願ひいたします
す。

○中田吉雄君 大体この規定自体が、
やはり二十五人というに限つたこ
と自体がすでにいろいろ問題があるく
らいで、それをなおこれは当然廃止すべ
きなのがいゝ／＼な点から……正しい
わけですから、とにかく今のようなこ
ではまあ話が我々納得できません。特
に最近法制局ですかの解釈を見まして
も、甚だ苦心の作ではありますが、如何
にして政府の曲解する立場を、それを
隠蔽し、理論付けようとしておるかの
苦衷はあり／＼と随所に現れており
ます。これを最近のドイツの憲法裁判
所なんかが社会民主党の違憲訴訟を取
上げて堂々とやつておる点、そういう
ことに比べると、日本の最高裁判所の
態度、最近の法制局は、或る人は便利
屋だと実に巧妙に言つていますが、と
にかく我々としてはこれは納得できま
せん。本日片がつかねば明日もやりま
すが、政府は新聞にすでに決定された
ような立場をはつきりされ、そして地
方のほうにもそういう趣旨を流された
やに聞いているのですが、そういうこ
とはどうなつていますか。

○国務大臣(本多市郎君) 自治庁とい
たしましては、私が只今申し上げまし
た通りに、法律にやれる途があるとして
も、選挙を同じ条件で競争して頂くこ
うことが本旨に合うこととございま
すから、そういう方向に是非一つ進ん
で頂きたいという希望を持つておりま
す。まだ併しそういう法律上の解釈等
につきまして自治庁として地方に流し
たというふうなことはございませ
んが、我々がいろいろ研究して、こうし

た方針で、望ましい方針として進もう
というのを申合したことが新聞に出
たのだらうと思ひます。これは自治庁
限りの問題でございませう。

私は中田さんが前から法律にはつ
きり書いてあることもこれは間違つて
おるのだから、こう言われますれば
ども、法律にはつきり書いてあること
は、これはもう仕方ないことであり
まして、それはその通りにどうしても
守つて頂かなければならぬ。この場
合、主として緑風会に大きな関係のあ
る問題であると思ひますけれども、緑
風会が衆議院議員候補者を持つていな
いということだけで、それじゃ全く制
約を受けない政治活動がその期間でき
るかというところは、どうもどうして
この選挙というものを道義的に解釈し
たて見ましたときに、できるにして
も、そこまでは同一条件で戦う、これ
が選挙の本旨に合うことですから、是
非そういうふうにしてもらいたいとい
うふうに考へておるのでございませ
う。

○中田吉雄君 御趣旨はよくわかるの
です。併しいろいろ選挙が始まりま
す、感情も高ぶりますし、いろいろ取
締の混乱も起きますので、いろいろ御
研究になつて、政府の最終的な、統一
的、一つの見解を明日是非示して頂い
て、一つはつきりと、もう誤解を一掃
して選挙に臨めるようにして頂きたい
と思ひます。

○館哲二君 問題が大部分むずかしいで
すが、先に衆議院で通つた今度の十五
国会での改正案ができております。そ
れは参議院議員選挙の政治団体の政治
活動についての標準をこしらへた。こ
れはまあ衆議院が満場一致でやつたん
ですから通つて来た。で我々のほうで
審議をしておつて、委員会において審
議の過程は、各派におかれましてはそ
れほど御異議がなかつたかのように思
つております。或いはこの際、緊急集
会という際に、こういう疑点のあるも
のであるから、これをはつきりさすた
めに、あれだけ法の改正をやられる
というふうなお考えはありませんでし
ようか。

○政府委員(金丸三郎君) やはり緊急
集会は本当に、「国に緊急の必要があ
るときは、」ということになつており
ますので、お説の通り疑義をはつきり
する必要があると存じますけれども、
やはり憲法の緊急集会召集の必要性か
ら考へましてそのようなことはどうで
あらうかというふうに考へる次第であ
ります。

○村尾重雄君 中田君から最後に御希
望のあつた点ですね、これは一つ明確
にしてもらいたいと思ひます。とい
うのは非常に混乱をすると思ひます。
その混乱を避けるためにも政府の解釈
というものをこの際明確にはつきりし
て頂きたい、こう思ひるのでございま
す。

そこでこれは先ずこの自治庁の現在
の解釈を是認した上に立つて一つお尋
ねしたいのですが、例えば衆議院議員
選挙が終つて、残りあと二日か三日の
問題ですね、これは参議院議員選挙に
とつては非常に重大なものです。最後の
二日なり三日なりというものの選挙のやり
方というものは……そこで衆議院選
挙特別法の解釈を離れた、自由に各政
治団体というものが行動を行なつても
かまわないと、これは非常に重要で
す。かまわないと解釈していいで
すか。

○国務大臣(本多市郎君) 衆議院議員
選挙に関係を持たない場合、参議院議
員選挙のみを執行するに於いてその政
治団体が制約を受けるか受けないかと
いうことについてもまだ研究の実は結
論が出ておらないわけでありまして、
一部には何か制約を受けるという意見
もあるようでございませう。従つて最
もお話がありましたから、更に研究し
て、明日はこういうことでやつて頂き
たいというのを最後の的に申上げるこ
とにいたしましたと思ひます。

○村尾重雄君 その政府の明日御回答
願う中にこの問題も考へて頂きたい。
というのは、例えば緑風会という現在
のまあ特定の会派があるもので、これ
を対象にしておられますが、参議院議員
選挙を通じての政治団体としての選挙
活動が認められ、許されるときならば、
緑風会以外の一つの政治団体の政治活
動というものも考慮に入れて、そうい
うことも含んで……勿論含まれてい
ると思ひますが、明確な、混乱しない解
釈を示して頂きたい。

○中田吉雄君 お尋ねいたしますが、
法制局の方おられますか。若し政府が
衆議院の規定を参議院にも準用される
という点、それは選挙法にないからと
いつてやる場合ですね、或いはそうい
う政府の措置は違法であるという訴え
を起してやるようなことになつたら、
どうなりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の中田委
員の御質問は、ちよつと御質問の趣旨
がはつきりいたしませんでしたが、若
しこれが違法の措置である、やろうと
いう場合に、違法であると言つた場合
には、若しそれをあえてやつたらどう
なるかと……

○中田吉雄君 政府は、これは法的に
できないという訓示のようなことで、衆
議院がそうなつておるんだから、そう
いう趣旨を汲んでやつてもらいたい
というふうな意味なら、それを警察法な
んかで取締るといふことは、そういう
ことは法の趣旨に反するんだという争
いが起きた場合、そういうことでは
ないか。

○政府委員(鈴木俊一君) それらの点
につきましては、明日はつきりと一つ
政府全体の意見を取りまとめて申上げ
ることにいたします。

○中田吉雄君 その際に成るべくやは
り選挙の自由というものを束縛しない
ような解釈をして頂きたいと思ひま
す。

○館哲二君 これにつきましては自治
庁側のみ御解釈もあらうし、取締の
局に当られます国警側の御解釈もあ
りまして、最後の段階として法務省
側の御解釈もあらうと思ひます。これ
は全体統一されないと、私どもとし
ては非常に不安な状況にあるのであり
ますから、一つこれは是非とも政府当局
として至急に十分な御研究を願いた
いと思ひます。

ますが、それと最近目に余る国家公務員法の政治活動或いは人事院規則の政治的な行為に違反があるわけであり、或る前長官が立候補するといふのでそこに関係各府県の課長なんかをたくさん呼んで、そして一つよろしく頼むと、まあ道路の割当はどうするとかいふようなことがたくさん行われているんです。それから最近出張をたくさん、国家公務員の局長とかその他部長とかいふような人が出張して、そして至るところで宴会を開いて、是非あれを頼むぞといふような運動があるんです。私例を挙げるのは大変はばかりですが、例えば最近も経済調査庁の私の知つてゐる或る地方の局長が、どこに行くとかといつたら、いや、あの人が今度立つので応援に行つてやるんだといふようなことをやつてゐるんです。どんな政府のほうとしては教職員その他にも政治活動の制限をされようとしながら、現行法については非常に寛大な解釈といひますか、やつておられるので、一つそういうことについて、国家公務員法に違反しない、或いは人事院規則の政治的な行為といふ項に違反しないように一つ厳重な指令を出されたい、するような用意はないかどうかといふことをお伺いしたい。

○國務大臣(本多市郎君) これは特別職の国家公務員でありますと政治活動のまあ余地があるわけでございますが、一般職の国家公務員で、出張等の名目で実際政治活動或いは選挙運動等をやつてゐるということになりますと、これは全く公務員法にも違反するといふことになると思ひます。今中田さんが調べて出せとおつしやいまして、どういふ人間が立候補の目的でそういうようなことをしてゐるかといふことは、立候補といふことはやはり個人個人の考えもありまして、最後のときまでなかなかわからない性質のものでございまして、あらかじめ人を名指して、これが立候補しそうで政治運動しているといふようなことをなかなか責任を以て資料をお上げすることは困難だと思ひます。併し一般職の公務員がそうした傾向があるといひますならば、この点は十分注意して行きたいと思ひます。

○中田吉雄君 個人の名を挙げましてとかやかくいふことは、まあ選挙妨害等にもなりますので、私もそれまでには要求しない。併し内閣とされて、綱紀を肅正して法を守るといふ立場から、やはりそういうことが幾らでも……、私はあとから秘かに誰と誰がどういふことをやつておられたといふことを御連絡申し上げてもいいのです。一つ是非そういう通牒を出して、先ず政府みずから違法の範を示されるのが非常に必要なことと思ひます。一つ是非それを希望しておきます。

それから最近県庁の地方課といふものが、各地方でなか／＼これが内務省の関係者等の選挙運動を非常にやつてゐるわけでありまして、地方公務員法の政治活動については地方公務員法の関係もあり、そういうことは知事が問題を処理すべきなんです。例えば地方課長が町村の合併の協議会を一つ開くといふようなことで町村長なんかを集めて、そして一ぱい出しては、一つ地方自治振興のために是非町村合併補助金なんか取るのにもこういう人々

がいろいろのだから、こういうようなことずつとなか／＼巧妙にやられて、最近も内務官僚の当選者が非常に多いといふことは、必ずしもそれに関係ないといふことが言えないと思ひます。これは非常に大きな問題だと思ひます。一つ最近各県の選挙関係の人を集められることもあると思ひますので、地方課なんかを通じて教唆されないように、そして一つ是非お願いしておきます。

それからもう一点は、公明選挙運動についての団体があつてやつてゐると思ひますが、その大体的構想について一つ鈴木次長からお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 公明選挙運動につきましては、御承知のごとく公明選挙連盟といふ一つの財団法人がございまして、これが運動のまあ中心になつてやつておられるわけでございます。更に日本新聞協会がございまして、その他の言論報道機関がいずれもこれに協力してやる、こういう話合ひに相成つております。前回の衆議院総選挙の際におきましては同様な公明選挙運動があつたのでございまして、これでも、今回は全国の新聞協会に加盟しております。その言論報道機関等が皆いづれも一体となつてこれを推進する、こういうようなことに相成つております。ただ公明選挙運動につきましては、自治庁といたしましては飽くまでも側面的に協力する、団体の力でできないようなさういふ点につきましては援助申上げでありまして、公明選挙運動は、結局各個人の行われまします選挙運動が公明に行われることを推進するといふようなこととてございまして、公明選挙運動

が何か一つの選挙運動になるというやうなことがないようにいたさなければならぬ。要するに選挙全体が浄化され公明化されるような機運を推進するといふところに重点を置いて進んで頂きたい。こういうことを希望して進んでおる次第であります。

○中田吉雄君 そうしますと側面的な援助をするといふやうな程度ですか。それから青年団ですか、あれがこの運動を拒絶したといふことが新聞に出ていました。御調査だと思ひますが、そういう点を一つ。

○政府委員(鈴木俊一君) 青年団の問題もあることは私も聞いておりますが、この公明なる選挙運動を或る特定の民間団体が推進することが即ち公明選挙運動である、こういうふうには私も考えないのでもございまして、やはりこの如何に立派な選挙運動でありまして、それが特定個人或いは特定党派の運動でありますれば、これはやはり一つの選挙運動でございまして、やはいこの社会教育運動、或いは一つの選挙教育と申しますか、政治教育と申しますか、そういう選挙民の啓蒙向上の運動といふものは、飽くまでも一種の倫理化運動、社会教育運動と考えておるわけでございます。それが同時に選挙運動自体になりますと、やはりさういふ一般の選挙運動と混同いたしまして、一種の非常に高邁なところを狙つておるのにかかわらず、若干問題を起すのではないかと申す、若し問題があるのであります。要するに公明選挙運動は、どの候補者の運動も皆立派な浄化された運動になつてほしいといふことを望む運動でございまして、若し民間団体等におきましてこの二つがご

つちやになつて行われましますといふ場合におきましては、やはりこれは一つの政治結社としての届出をしてもらひまして、そしてその地位においてそれをする、そうしなければこれは超党派の一般的な社会教育運動であり、公明選挙運動ではなくなるといふふうな考へておるわけでございます。

日本青年団の問題は、さういふ考え方から申して、いずれの側に入るかといふことでございまして、両方の運動と一緒にやつてよろしいんだ、それが公明選挙運動だといふことになりますると、やはりどうも若干の疑問があるのではないかと考へる次第であります。

○中田吉雄君 そうしますと、その公明選挙の運動をやつてゐます団体についての自治庁の発言権はどういふ関係になつてゐますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほども申し上げましたように、財団法人の公明選挙連盟がこの運動のすべての中心でございまして、自治庁といたしましては、さういふ団体の役員その他の地位には全然何人も関係いたしておりません。ただいふ／＼団体等のほうから相談がございまして場合に、自治庁としての見解を申述べるといふやうな関係でございまして。

○中田吉雄君 私も賛成、買収、その他の腐敗選挙から公明選挙に変わるために、超党派的中立性を保つた運動については非常に賛意を表するのですが、あのメンバーを見ますと、何かさういふ特定の会社とかいふやうな人から金を出してもらつて、而もそれが政治資金規正法との関係で見ますと、極く一方的な政党だけに献金をして、或

る人は厳然として或る党を支持したり、中立性を保たない人が皆あの理事になつておられるんです。これでは實際公明選挙の運動に名をかりて、鈴木次長がさつき申されたような結果に非常になる虞れがある。一つ明日でも結構ですが、その公明選挙の団体に金を出しておられる人、そしてそれが政治資金規正法で、どの党にその人が献金しておるかという関係をもつて見たいと思ひますが、それは一定の相関関係があつて、中立性がなか／＼守れないかと私思ひつておられます。特に最近私は是非自治庁に何とか御連絡願ひたい点は、この衆議院選挙に或る特定の人を最も熱狂的に支持する選挙演説をやつた人が、今度公明選挙の団体の派遣として全県下を股にかけて選挙演説の演説をして廻つておられるのです。他県に行かれるものならこの点は了としてしまつても、このあとの衆議院選挙に非常な特定候補を応援された人が先日各県に出て、而も前にやつた関係府県に出てやつておられる。これではどうしても誤解を生みますし、そういう点が青年団なんか純真な直感的な感覚を以て私は反撥しているのではないかと思ひますので、是非その点を……そういうふうな選挙運動、こういう重大な議員を出すのですから、運動されるもの結構だと思ひますが、できるだけの関係のない府県に配置されるようなことを私は希望いたします。名を挙げてよいですが、まあはばかりますから言ひませんが、特に今衆議院に出ておられる牧野良三先生ですか、あれは会長だつたと思ひますが、鳥取県に来まして、今度一緒に自由党で出ると同じ公明選挙の演説会に出られて、

私と同君とは多年の親友であるしというふうなことで、なか／＼巧妙なことになつて非常に多く問題がありますので、一つこの点をできるだけ超党派の、中立性を保つて、誤解のないような方法を出して頂きたいと思ひます。それから選挙に入つたわけですが、あの団体はやはり同じようにそういうふうな今講演をして廻られるような計画があるのでしょうか、お知りでしたらお示し願ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御心配の点につきましては、若しきような事実がございまして、できるだけそういうふうなことがないことが、私どもといたしまして望ましいと思ひます。その各理事その他公明選挙連盟の構成員になつておられる方の中には政党内に所属しておられる方もおられると思ひますが、併し公明選挙連盟の役員或いは会員としての資格におきましては、飽くまでも中立性、超党派性を保つてこれはやつておられることと私も信じておりますし、さようにあつて欲しいというのを念願しておりますのでございませう。

公明選挙連盟が計画いたします講演会、或いはその名を以て出しますところの各種のパンフレット、リーフレットというものは、飽くまでも特定党派、特定個人の選挙運動にならないように厳にこれは注意いたすべきであらうと考えております。さような希望は私どももかねてから申しておる点でございますし、かような趣旨はできるだけ連盟のほうにもよくお伝えしたいというように考えておる次第であります。

○中田吉雄君 ちよつとお伺いします

が、講師として派遣される方は、連盟としてお選びになつて、それを各県のそういう団体が、どの先生に来て頂きたいというふうな要請に応じての何になつておるのですか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(金丸三郎君) 必ずしも別に名簿がございまして、それを名指しでどうということもなく、中央に向つて各方面の連絡がございまして、適当にお選び願つて御派遣願ひたいというのが多いようでございます。実際問題といたしましては、皆さんお忙しいものでございまして、皆さんお忙しい中、なにとなくたぐらひの範囲といつて希望が参りまして、なか／＼希望通りに講演にお出かけにならないほうがむしろ多いに聞いております。

○中田吉雄君 くだいようですが、講師のリストはできていますか。

○政府委員(金丸三郎君) 別にリストはないと思ひますが、あなただの御承知のように、役員の方は地方で講演なんかにいかになるのには、適当な方が相当におありですから、講師のリストというよりも、その理事なんかに入つておいでになる方を希望して来る場合が多いに思ひます。そのほかいろいろな、例えば時局問題とか外交問題とか、そういうふうなことで希望して参るのを斡旋しておられるというふうなことで、講師のリストというふうな意図では別に作つたものはないに思ひます。

○中田吉雄君 参考までに申し上げますが、自治庁にはなか／＼わからんと思ひますが、私たちが自分で選挙に体験した公明選挙運動を御披露して参考にお供します。或る村長さんが村の青年

団、婦人会その他有力者を集めまして、一つ公明選挙運動をやろうというのでいろ／＼お話になつて、その話が済んで、さて公民館の広間を明けましたら、もう一ぱい料理が出ておりまして、公明選挙は誰へということになつたわけですが、そこでそこに出ておりました農民に私の党を支持する青年が出ておつて、今先生の言われるのは再軍備を促進される。党派の人だ、又青年に、我々に死ねという人だというふうなことで、御馳走も喰はずに、この会は雲散霧消したというように、どこの村長さんが集めて、必ずそのあとで一ぱい出しまして、公明選挙を鬧にやることが多いのです。ですからよほど選挙中にはそういうことのないように、更に講師の派遣でも、中立政策なんていうものはないのだというふうな講師を派遣して行くということが、暗に米ソ両勢力が対立するときに、どちらに付くべきかということをはつきり言う党を間接的に支持することになるのです。なか／＼むずかしいのですから、一つ十分慎重に薄氷を踏むような方法でやつて頂きたいと思ひます。

○中田吉雄君 参考までに申し上げますが、自治庁にはなか／＼わからんと思ひますが、私たちが自分で選挙に体験した公明選挙運動を御披露して参考にお供します。或る村長さんが村の青年

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

○政府委員(金丸三郎君) ちよつとわ

人或いは会社名と金額を調べればいいわけでございますか。

○中田吉雄君 そういふもの、それから住所。

○政府委員(金丸三郎君) 政治資金規正法の関係とおつしやいましたが……

○中田吉雄君 政治資金規正法によつて、昨年の選挙からいろ／＼届出上、正規の手続を踏んだ届出が出ています。それがありませんからそれの一つ。

○政府委員(金丸三郎君) 各政党の関係でございますね。わかりました。

○中田吉雄君 もう一つ資料の要求なんです、これは別に選挙には関係ありませんが、明日一つ開くついでに、五十億の財源を本部長官に、心配をして出していたのですが、公共団体別、府県別の配分がきまりましたらその一覧表を一つ。

○委員(菊田七平君) 資料は明日全部出して頂くように願ひまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思ひます。

午後三時四十分散会

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第四条第二項の表を次のように改める。

[illegible]

第四条第三項中「千五百三十四円」を「千八百三十六円」に、「千三百三十六円」を「千六百円」に「千二百円」を「千三百四十一円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

二 万 人 以 上	二 万 五 千 人 未 滿 上	一 万 五 千 人 未 滿 上	一 万 五 千 人 未 滿 上	五 千 人 未 滿 上	三 千 人 未 滿 上
10,890	7,966	5,495	4,356	3,630	3,630
9,800	4,500	9,900	7,900	6,600	6,600
27,700	3,300	3,385	2,100	9,300	9,300
9,500	6,974	4,755	3,804	3,170	3,170
27,200	2,272	8,600	6,923	5,700	5,700
2,400	7,733	2,400	9,623	8,800	8,800
5,000	3,975	2,650	2,100	1,850	1,850
9,600	7,000	4,800	3,866	3,374	3,374
3,300	1,131	6,700	5,400	4,700	4,700

開票区の選挙人数		区市町村
一 千人 未 満	五、三九二	区
二 千人 未 満	六、三三四	市
三 千人 未 満	八、七三六	町
四 千人 未 満	一〇、四六四	村
五 千人 未 満	一四、八六八	
六 千人 未 満	一七、四八一	
七 千人 未 満	二〇、五一〇	
八 千人 未 満	二二、四九〇	
九 千人 未 満	二五、八七六	
一 万人 未 満	二九、七一二	
一 万人 以上	三二、六二四	

第五條第二項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区の選挙人数		開票日		開票日		開票日		開票日	
一	千人未満	二、九一〇	円	二、五三〇	円	一、四八四	円	一、四八四	円
二	千人未満	三、四九二		三、〇三六		一、六九六		一、六九六	
三	千人未満	五、二三八		四、五五四		二、五四四		二、五四四	
五	千人未満	六、四〇二		五、五六六		三、一八〇		三、一八〇	
一	万人未満	八、一四八		七、〇八四		四、〇二八		四、〇二八	
一	一万五千人未満	一〇、七六七		九、三六一		五、三〇〇		五、三〇〇	
二	一万五千人未満	一一、六四〇		一〇、一二〇		五、七二四		五、七二四	
三	二万人未満	一三、三八六		一一、六三八		六、五七二		六、五七二	
三	三万人以上	一五、七一四		一三、六六二		七、六三二		七、六三二	

第五條第三項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区の選挙人数		開票日		開票日		開票日		開票日	
一	千人未満	二、九一〇	円	二、五三〇	円	一、四八四	円	一、四八四	円
二	千人未満	三、四九二		三、〇三六		一、六九六		一、六九六	
三	千人未満	五、二三八		四、五五四		二、五四四		二、五四四	
五	千人未満	六、四〇二		五、五六六		三、一八〇		三、一八〇	
一	万人未満	八、一四八		七、〇八四		四、〇二八		四、〇二八	
一	一万五千人未満	一〇、七六七		九、三六一		五、三〇〇		五、三〇〇	
二	一万五千人未満	一一、六四〇		一〇、一二〇		五、七二四		五、七二四	
三	二万人未満	一三、三八六		一一、六三八		六、五七二		六、五七二	
三	三万人以上	一五、七一四		一三、六六二		七、六三二		七、六三二	

第五條第四項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区の選挙人数		開票日		開票日		開票日		開票日	
一	万人未満	一〇、七六七	円	九、三六一	円	五、三〇〇	円	五、三〇〇	円
二	一万五千人未満	一一、六四〇	円	一〇、一二〇	円	五、七二四	円	五、七二四	円
三	二万人未満	一三、三八六	円	一一、六三八	円	六、五七二	円	六、五七二	円
三	三万人以上	一五、七一四	円	一三、六六二	円	七、六三二	円	七、六三二	円

第六條第一項中「十二万五千六百四十八円」を「十二万七千七百三十一円」に改め、同條第二項中「五十四万八千六百二十六円」を「五十五万二千九百四十七円」に改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票区の選挙人数		開票日		開票日		開票日		開票日	
一	千人未満	二、九一〇	円	二、五三〇	円	一、四八四	円	一、四八四	円
二	千人未満	三、四九二		三、〇三六		一、六九六		一、六九六	
三	千人未満	五、二三八		四、五五四		二、五四四		二、五四四	
五	千人未満	六、四〇二		五、五六六		三、一八〇		三、一八〇	
一	万人未満	八、一四八		七、〇八四		四、〇二八		四、〇二八	
一	一万五千人未満	一〇、七六七		九、三六一		五、三〇〇		五、三〇〇	
二	一万五千人未満	一一、六四〇		一〇、一二〇		五、七二四		五、七二四	
三	二万人未満	一三、三八六		一一、六三八		六、五七二		六、五七二	
三	三万人以上	一五、七一四		一三、六六二		七、六三二		七、六三二	

選挙会又は選挙分
会が開かれる地

参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会

選挙
衆議院議員選挙
参議院議員選挙
地方選出議員選挙

都道府

選挙人の

金額

百二円」を「三百六十二円」に改める。
 第十条第一項の表を次のように改

演説会場の
施設の坪数

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

施設
演説会
開

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区
二六、六九〇円
八、五二四〇円

選挙人の数	金額
五万人未満	三三三、七六二円
十万人未満	四五二、九三二円
十五万人未満	六一五、六八二円
十五万人以上	八〇〇、九一二円

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	一五、五五五円
五万人以上	三三、六三三円
十万人以上	三三、五五五円
十五万人以上	五〇、五五五円
十五万人以上	五〇、五五五円

六町村

選挙人の数	金額
満一千人未満	一四、〇〇〇円
満一千人以上	一六、六三三円
満二千人未満	二〇、一五五円
満二千人以上	二二、八〇〇円
満三千人未満	二六、三二二円
満三千人以上	二八、九六七円
満四千人未満	三二、四八九円
満四千人以上	三五、一三四円
満五千人未満	三八、六五六円
満五千人以上	四一、三〇一円
満六千人未満	四四、八二三円
満六千人以上	四七、四六八円
満七千人未満	五〇、九九九円
満七千人以上	五三、六四四円
満八千人未満	五七、一六六円
満八千人以上	六〇、八一一円
満九千人未満	六四、三三三円
満九千人以上	六七、九七八円
満一万人未満	七一、五〇〇円
満一万人以上	七五、一四五円
満二万人未満	八四、二二二円
満二万人以上	八八、八八八円
満三万人未満	九八、〇〇〇円
満三万人以上	一〇二、六六六円
満四万人未満	一一一、七七七円
満四万人以上	一一六、四四四円
満五万人未満	一二〇、五五五円
満五万人以上	一二五、二二二円
満六万人未満	一三〇、三三三円
満六万人以上	一三五、〇〇〇円
満七万人未満	一四〇、一一一円
満七万人以上	一四四、七七七円
満八万人未満	一四九、八八八円
満八万人以上	一五四、五五五円
満九万人未満	一五九、六六六円
満九万人以上	一六四、三三三円
満十万人未満	一六九、四四四円
満十万人以上	一七四、一一一円
満十一万人未満	一七九、二二二円
満十一万人以上	一八三、八八八円
満十二万人未満	一八八、九九九円
満十二万人以上	一九三、五五五円
満十三万人未満	一九八、六六六円
満十三万人以上	二〇三、三三三円
満十四万人未満	二〇八、四四四円
満十四万人以上	二一三、一一一円
満十五万人未満	二一八、二二二円
満十五万人以上	二二二、八八八円
満十六万人未満	二二七、九九九円
満十六万人以上	二三二、五五五円
満十七万人未満	二三六、六六六円
満十七万人以上	二四一、三三三円
満十八万人未満	二四五、四四四円
満十八万人以上	二五〇、一一一円
満十九万人未満	二五四、二二二円
満十九万人以上	二五八、八八八円
満二十万人未満	二六三、九九九円
満二十万人以上	二六八、五五五円
満二十一万人以上	二七三、二二二円
満二十二万人以上	二七七、八八八円
満二十三万人以上	二八二、五五五円
満二十四万人以上	二八七、二二二円
満二十五万人以上	二九一、八八八円
満二十六万人以上	二九六、五五五円
満二十七万人以上	三〇一、二二二円
満二十八万人以上	三〇五、八八八円
満二十九万人以上	三一〇、五五五円
満三十万人以上	三一五、二二二円
満三十一万人以上	三一九、八八八円
満三十二万人以上	三二四、五五五円
満三十三万人以上	三二九、二二二円
満三十四万人以上	三三三、八八八円
満三十五万人以上	三三八、五五五円
満三十六万人以上	三四三、二二二円
満三十七万人以上	三四七、八八八円
満三十八万人以上	三五二、五五五円
満三十九万人以上	三五六、二二二円
満四十万人以上	三六〇、八八八円
満四十一万人以上	三六五、五五五円
満四十二万人以上	三七〇、二二二円
満四十三万人以上	三七四、八八八円
満四十四万人以上	三七八、五五五円
満四十五万人以上	三八三、二二二円
満四十六万人以上	三八七、八八八円
満四十七万人以上	三九二、五五五円
満四十八万人以上	三九六、二二二円
満四十九万人以上	四〇〇、八八八円
満五十万人以上	四〇五、五五五円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。
一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	二二、七六二円
五十万人以上 一百万人未満	二七、九三三円
一百万人以上 二百五十万人未満	三三、一〇二円 二二、七六二円 二七、九三三円 三三、一〇二円 三九、二七二円 四四、四四二円 五〇、六一二円 五五、七八二円 六一、九五二円 六六、八二二円 七二、九九二円 七八、一六二円 八三、三三二円 八八、五〇二円 九三、六七二円 九八、八四二円 一〇四、〇一二円 一〇九、二八二円 一一四、五五二円 一二〇、〇〇二円 一二五、二六二円 一三〇、五二二円 一三五、七八二円 一四一、〇四二円 一四六、三〇二円 一五一、五六二円 一五六、八二二円 一六二、〇八二円 一六七、三四二円 一七二、六〇二円 一七八、一六二円 一八三、四二二円 一八八、六八二円 一九三、九四二円 一九九、二〇二円 二〇四、四六二円 二〇九、七二二円 二一四、九八二円 二二〇、二四二円 二二五、五〇二円 二三〇、七六二円 二三六、〇二二円 二四一、二八二円 二四六、五四二円 二五一、八〇二円 二五七、〇六二円 二六二、三二二円 二六七、五八二円 二七二、八四二円 二七八、一〇二円 二八三、三六二円 二八八、六二二円 二九三、八八二円 二九九、一四二円 三〇四、四〇二円 三〇九、六六二円 三一四、九二二円 三二〇、一八二円 三二五、四四二円 三三〇、七〇二円 三三六、〇二二円 三四一、二八二円 三四六、五四二円 三五一、八〇二円 三五七、〇六二円 三六二、三二二円 三六七、五八二円 三七二、八四二円 三七八、一〇二円 三八三、三六二円 三八八、六二二円 三九三、八八二円 三九九、一四二円 四〇四、四〇二円 四〇九、六六二円 四一四、九二二円 四二〇、一八二円 四二五、四四二円 四三〇、七〇二円 四三六、〇二二円 四四一、二八二円 四四六、五四二円 四五一、八〇二円 四五七、〇六二円 四六二、三二二円 四六七、五八二円 四七二、八四二円 四七八、一〇二円 四八三、三六二円 四八八、六二二円 四九三、八八二円 四九九、一四二円 五〇四、四〇二円 五〇九、六六二円 五一四、九二二円 五二〇、一八二円 五二五、四四二円 五三〇、七〇二円 五三六、〇二二円 五四一、二八二円 五四六、五四二円 五五一、八〇二円 五五七、〇六二円 五六二、三二二円 五六七、五八二円 五七二、八四二円 五七八、一〇二円 五八三、三六二円 五八八、六二二円 五九三、八八二円 五九九、一四二円 六〇四、四〇二円 六〇九、六六二円 六一四、九二二円 六二〇、一八二円 六二五、四四二円 六三〇、七〇二円 六三六、〇二二円 六四一、二八二円 六四六、五四二円 六五一、八〇二円 六五七、〇六二円 六六二、三二二円 六六七、五八二円 六七二、八四二円 六七八、一〇二円 六八三、三六二円 六八八、六二二円 六九三、八八二円 六九九、一四二円 七〇四、四〇二円 七〇九、六六二円 七一四、九二二円 七二〇、一八二円 七二五、四四二円 七三〇、七〇二円 七三六、〇二二円 七四一、二八二円 七四六、五四二円 七五一、八〇二円 七五七、〇六二円 七六二、三二二円 七六七、五八二円 七七二、八四二円 七七八、一〇二円 七八三、三六二円 七八八、六二二円 七九三、八八二円 七九九、一四二円 八〇四、四〇二円 八〇九、六六二円 八一四、九二二円 八二〇、一八二円 八二五、四四二円 八三〇、七〇二円 八三六、〇二二円 八四一、二八二円 八四六、五四二円 八五一、八〇二円 八五七、〇六二円 八六二、三二二円 八六七、五八二円 八七二、八四二円 八七八、一〇二円 八八三、三六二円 八八八、六二二円 八九三、八八二円 八九九、一四二円 九〇四、四〇二円 九〇九、六六二円 九一四、九二二円 九二〇、一八二円 九二五、四四二円 九三〇、七〇二円 九三六、〇二二円 九四一、二八二円 九四六、五四二円 九五一、八〇二円 九五七、〇六二円 九六二、三二二円 九六七、五八二円 九七二、八四二円 九七八、一〇二円 九八三、三六二円 九八八、六二二円 九九三、八八二円 九九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六、五四二円 一〇五一、八〇二円 一〇五七、〇六二円 一〇六二、三二二円 一〇六七、五八二円 一〇七二、八四二円 一〇七八、一〇二円 一〇八三、三六二円 一〇八八、六二二円 一〇九三、八八二円 一〇九九、一四二円 一〇〇四、四〇二円 一〇〇九、六六二円 一〇一四、九二二円 一〇二〇、一八二円 一〇二五、四四二円 一〇三〇、七〇二円 一〇三六、〇二二円 一〇四一、二八二円 一〇四六